

## さつま町地域防災計画新旧対照表

令和7年3月25日

総務課 危機管理係

新	旧
< 一般災害対策編 >	< 一般災害対策編 >
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画
<p><b>第1節～第5節（略）</b></p> <p><b>第6節 危険物等災害対策</b></p> <p><b>第2 危険物災害の防止対策の実施方策</b></p> <p>5 危険物施設の事業者等の措置（P 2 5）</p> <p>(2) 高圧ガスの保安</p> <p>災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、知事（危機管理防災局消防保安課）、警察署及び消防機関に通報する。</p> <p><b>第7節～9節（略）</b></p> <p><b>第10節 通信・広報体制（P 3 1）</b></p> <p>風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。</p> <p>このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、S NSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。</p> <p>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</p> <p><b>第12節 消防体制（P 3 6）</b></p> <p><b>第2 消防用水利、装備、資機材の整備</b></p> <p>3 通信手段・運用体制の整備</p> <p>(1) 消防通信手段の整備状況（略）</p> <p>(2) 消防通信手段の整備方策</p> <p>ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備（略）</p> <p>イ 通信・運用体制の整備</p>	<p><b>第1節～第5節（略）</b></p> <p><b>第6節 危険物等災害対策</b></p> <p><b>第2 危険物災害の防止対策の実施方策</b></p> <p>5 危険物施設の事業者等の措置（県の組織名変更による修正）</p> <p>(2) 高圧ガスの保安</p> <p>災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、知事（危機管理防災課）、警察署及び消防機関に通報する。</p> <p><b>第7節～9節（略）</b></p> <p><b>第10節 通信・広報体制（防災基本計画による修正）</b></p> <p>風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。</p> <p>このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、S NSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。</p> <p>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</p> <p><b>第12節 消防体制（令和7年2月18日、共同指令センター仮運用、令和7年4月1日に運用開始に伴う修正）</b></p> <p><b>第2 消防用水利、装備、資機材の整備</b></p> <p>3 通信手段・運用体制の整備</p> <p>(1) 消防通信手段の整備状況（略）</p> <p>(2) 消防通信手段の整備方策</p> <p>ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備（略）</p> <p>イ 通信・運用体制の整備</p>

- ・ 共同運用する消防緊急通信指令システムの維持管理、また、指令センター職員及び連絡調整員の指令管制能力の向上に努め、緊急時における通報の受理及び出動指令の迅速化を図る。
- ・ 現場活動に必要な情報の収集・・・(略)
- ・ 消防通信指令業務の共同運用に伴い、システムの高度化を推進し、各管轄地域の実情にあった最適なシステムを構築することにより、関係消防本部との連携強化を図る。

### 第13節 避難体制

#### 第5 避難所の収容、運営体制の整備 (P 44)

##### 3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

#### 第14節～15節 (略)

### 第16節 輸送体制

#### 第3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備 (P 50)

##### 1 災害に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去、(路面変状の補修や迂回道路の整備を含む)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

##### 2 道路啓開路線の情報収集

町及び道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

- ・ 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、また、通信係員及び通信員の受信能力の向上に努め、緊急時における通報の受理及び出動指令の迅速化を図る。
- ・ 現場活動に必要な情報の収集・・・(略)
- ・ 消防緊急通信指令システムの共同化に向け、地域の実情にあった最適なシステムを構築するため、共同運用を実施する消防本部との連携強化を図る。

### 第13節 避難体制

#### 第5 避難所の収容、運営体制の整備

##### 3 避難所の生活環境改善システムの整備 (県計画による修正)

町は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

#### 第14節～15節 (略)

### 第16節 輸送体制

#### 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備 (防災基本計画による修正)

##### 1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

##### 2 道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

## 第26節 孤立化集落対策 (P 76)

### 第1 目的

大規模な災害等により道路、通信、電気等のライフラインが寸断し、孤立化のおそれのある集落について、情報連絡の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

#### 【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地域及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など

※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

### 第2 孤立化集落対策

#### 1 孤立予想集落の事前把握 (P 76)

(1) 町は、豪雨や地震等の各災害事象を想定したうえで、道路交通の状況から孤立が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記のケースを参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部・農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

#### 2 道路の途絶等による集落のケース（略）

ア 集落につながる道路において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において、落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路等において、トンネルや橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

※ 道路については、四輪自動車が通行不可能な道路とする。

#### 2 孤立化の未然防止対策 (P 76)

##### (1) 災害情報員の設置

## 第26節 孤立化集落対策（防災基本計画・県計画に整合）

大規模な災害等により道路、通信、電気等のライフラインが寸断し、孤立化のおそれのある集落について、情報連絡の確保、情報連絡員の配置、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

#### 第1 孤立予想集落の事前把握（防災基本計画・県計画に整合）

町は、災害発生時に、道路等の途絶や通信手段が確保されない等により、孤立が予想される次のような集落等を事前に調査し、実態の把握に努める。

#### 1 道路の途絶等による集落のケース

- 1 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 2 集落につながる道路等において、落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 3 集落につながる道路等において、トンネルや橋梁等の耐震化の未整備により、交通途絶の可能性が高い。
- 4 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

（県の未然防止対策項目を追加）

#### 2 災害情報員の設置（項目の修正）

町は、孤立化のおそれのある集落において、区長、消防団員等を「災害情報連絡員」として指名するなど、災害発生時における防災情報の提供体制の整備を図る。

**(2) 備蓄の推進**

町は、孤立化のおそれのある地区住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

この際、孤立化のおそれがある地区と調整し食料、飲料水の備蓄品を孤立化集落内の安全な箇所に分散配置するなど孤立化対策を推進する。

**(3) 通信設備等の整備**

町は、孤立予想集落と外部との連絡通信手段を確保するため、次のような対策を促進する。

ア 集落内に学校や警察、消防等の公的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合には、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

イ 町内アマチュア無線局に対して、情報収集及び伝達活動の協力要請を確立する。

**(4) ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場の選定・確保**

集落が孤立した場合に、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場の選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

**(5) 道路管理者**

ア 崩土や落石等の危険性がある箇所の法対策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。

そのため、町・県等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

イ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

町は、孤立化のおそれのある集落において、区長、消防団員等を「災害情報連絡員」として指名するなど、災害発生時における防災情報の提供体制の整備を図る。

**第3 備蓄の推進 (町の施策を反映)**

町は、孤立化のおそれのある地区住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

**第4 孤立予想集落の通信設備等の整備 (項目名の修正、県の計画に整合)**

町は、孤立予想集落と外部との連絡通信手段を確保するため、次のような対策を促進する。

1 集落内に学校、警察機関等の公共機関がある場合には、これらの通信施設を事前に確認し、災害時における活用について調整しておく。

2 町内アマチュア無線局に対して、情報収集及び伝達活動の協力要請を確立する。

**第5 ヘリポートの整備 (項目名の修正、県の計画に整合、)**

集落が孤立した場合に、緊急に救出できるよう緊急ヘリポート用地の選定・確保を図るなど、校庭、空き地、休耕田等の整備を推進する。

**(新規追加：県の計画に整合)**

### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立（P 7 8）

##### 第1 応急活動体制の確立

###### 1 災害対策本部前の初動体制

- (1) 情報連絡体制の確立（略）
- (2) 災害警戒本部の確立

ア 町内に小規模な災害が発生したとき・・・（略）

イ 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は危機管理監を、副本部長には総務課長、建設課長及び農林課長をもって充てる。

ウ 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき・・・（略）

###### 2 災害対策本部の設置及び廃止（略）

###### 3 災害対策本部の組織（P 7 9）

災害対策本部の組織及び事務分掌は、別表に掲げるとおりである。

- (1) 本部長～(3) 本部に各対策本部及び部長を・・・（略）
- (4) 本部会議は本部長、副本部長、各対策部の部長、副部長で構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
部長	危機管理監、総務課長 総合政策課長 行革推進室長 財政課長 税務課長 町民環境課長 ほけん福祉課長 ほけん総括監 こども課長 農林課長 森づくり推進監、畜産振興監、担い手支援室長 さつまPR課長 産業・定住支援室長 建設課長 会計課長水道課長 議会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 教育総務課長 学校教育課長 学校給食センター所長 社会教育課長 スポーツ振興特命参事 消防長

### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立

##### 第1 応急活動体制の確立（組織再編による修正）

###### 1 災害対策本部前の初動体制

- (1) 情報連絡体制の確立（略）
- (2) 災害警戒本部の確立

ア 町内に小規模な災害が発生したとき・・・（略）

イ 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は危機管理監を、副本部長には総務課長、建設課長及び耕地林業課長をもって充てる。

ウ 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき・・・（略）

###### 2 災害対策本部の設置及び廃止（略）

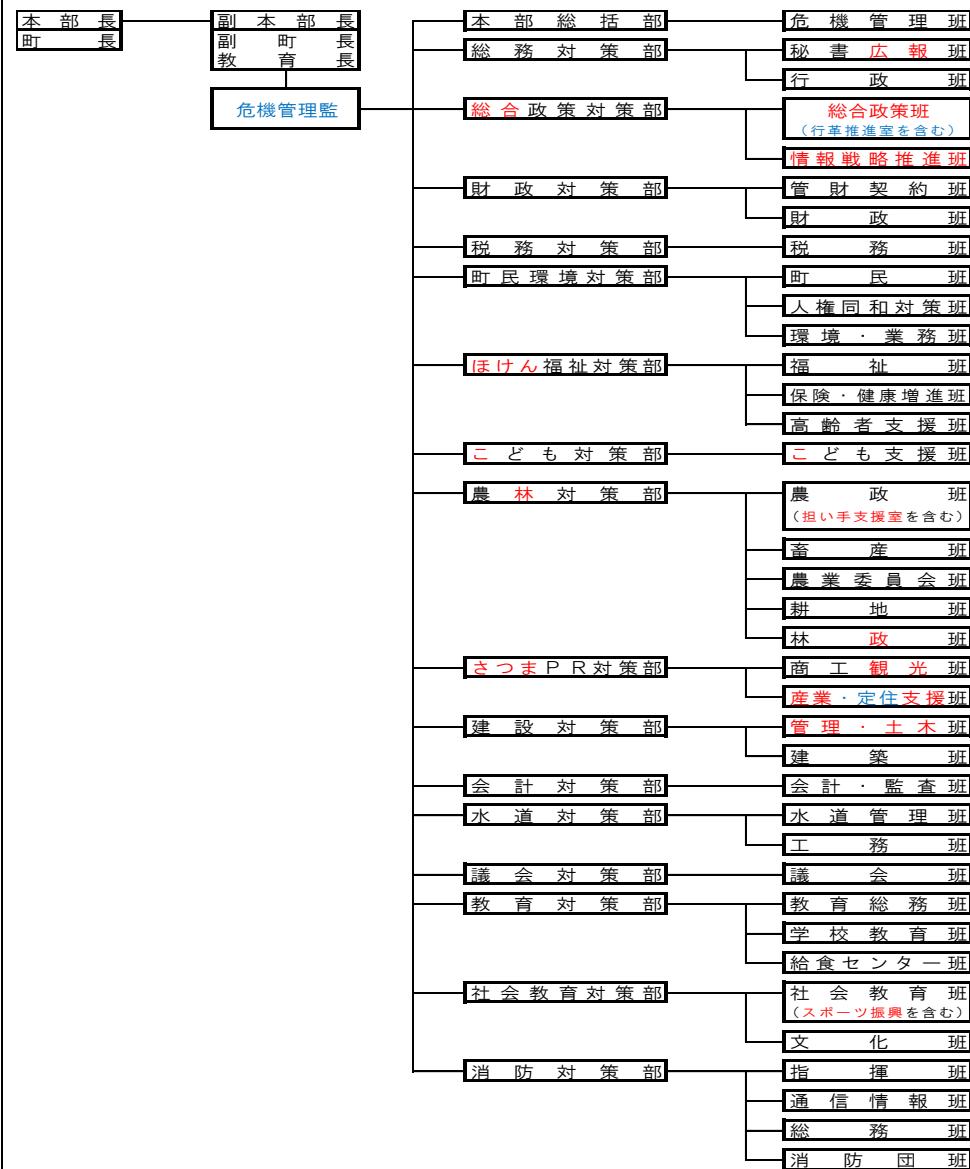
###### 3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、別表に掲げるとおりである。

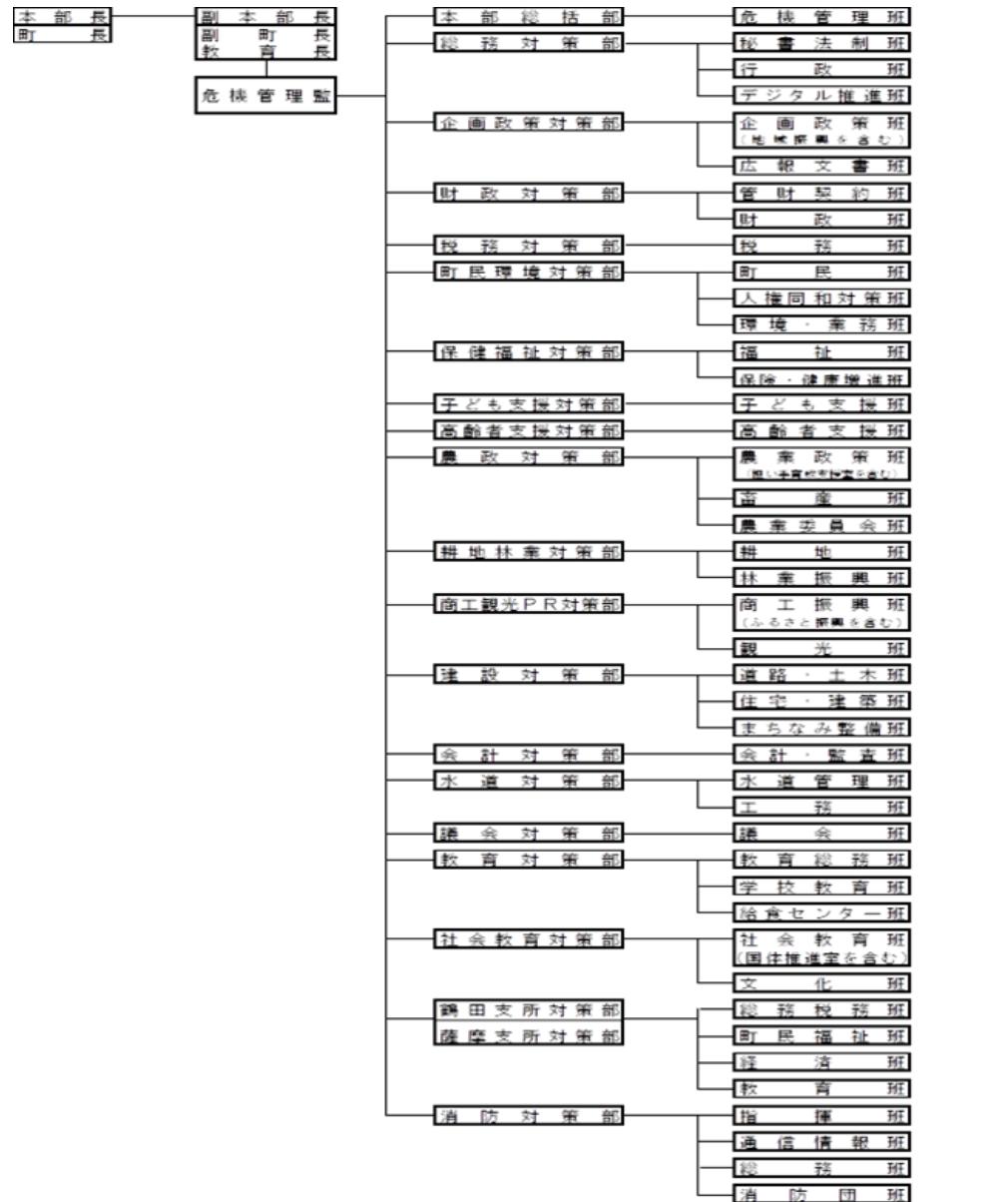
- (1) 本部長～(3) 本部に各対策本部及び部長を・・・（略）
- (4) 本部会議は本部長、副本部長、各対策部の部長、副部長で構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
部長	危機管理監 総務課長 企画政策課長 財政課長 税務課長 町民環境課長 保健福祉課長 高齢者支援課長 子ども支援課長 農政課長 耕地林業課長 商工観光PR課長 建設課長 会計課長 水道課長 議会事務局長 教育総務課長 担い手育成支援室長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 学校教育課長 学校給食センター所長 ふるさと振興課長 社会教育課長 鶴田支所長 薩摩支所長 消防長

別表 1 さつま町災害対策本部組織図 (P 82)



別表 1 さつま町災害対策本部組織図



別表 2 さつま町災害対策本部事務所掌 (P 83~88)

部名 ○部長 ○副部長	班名 (班長)	事務分掌
本部総括部 ○危機管理監	危機管理班 (危機管理係長)	<p>1 防災会議及び災害対策本部会議に関すること。</p> <p>2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関すること。</p> <p>3 避難指示等の発令及び解除に関すること。</p> <p>4 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>5 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。</p> <p>6 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関すること。</p> <p>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>8 気象情報、河川及びダムの諸情報の収集に関すること。</p> <p>9 災害調査の実施に関すること。</p> <p>10 被害報告の取りまとめ及び県への災害報告に関すること。</p> <p>11 県、他市町村への応援要請に関すること。</p> <p>12 自衛隊の派遣要請等に関すること。</p> <p>13 防災行政無線等通信施設の管理運用に関すること。</p> <p>14 災証明に関すること。</p> <p>15 消防本部及び消防団（水防団）との連絡調整に関すること。</p> <p>16 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。</p> <p>17 各支所との連絡調整に関すること。</p> <p>18 その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関すること。</p>
総務対策部 ○総務課長	秘書広報班 (秘書広報係長)	<p>1 本部長、副本部長の秘書に関すること。</p> <p>2 災害視察者及び見舞者の接待に関すること。</p> <p><u>3 災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること。</u></p> <p><u>4 灾害、被害状況の撮影及び保管に関すること。</u></p> <p><u>5 灾害、被害状況の広報に関すること。</u></p>
	行政班 (行政係長)	<p>1 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する災害補償に関すること。</p> <p>2 総務対策部内の応援に関すること。</p>
財政対策部 ○財政課長	管財契約班 (管財契約係長)	<p>1 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関すること。</p> <p>3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。</p> <p>4 各支所との連絡調整に関すること。</p>
	財政班 (財政係長)	<p>1 災害対策の予算及び財政計画に関すること。</p> <p>2 災害復旧に要する資金の調達に関すること。</p>

別表 2 さつま町災害対策本部事務所掌

部名 ○部長 ○副部長	班名 (班長)	事務分掌
本部総括部 ○総務課長	危機管理班 (危機管理係長)	<p>1 防災会議及び災害対策本部会議に関すること。</p> <p>2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関すること。</p> <p>3 避難指示等の発令及び解除に関すること。</p> <p>4 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>5 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。</p> <p>6 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関すること。</p> <p>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>8 気象情報、河川及びダムの諸情報の収集に関すること。</p> <p>9 災害調査の実施に関すること。</p> <p>10 被害報告の取りまとめ及び県への災害報告に関すること。</p> <p>11 県、他市町村への応援要請に関すること。</p> <p>12 自衛隊の派遣要請等に関すること。</p> <p>13 防災行政無線等通信施設の管理運用に関すること。</p> <p>14 災証明に関すること。</p> <p>15 消防本部及び消防団（水防団）との連絡調整に関すること。</p> <p>16 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。</p> <p>17 各支所との連絡調整に関すること。</p> <p>18 その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関すること。</p>
総務対策部 ○総務課長	秘書法制班 (秘書法制係長)	<p>1 本部長、副本部長の秘書に関すること。</p> <p>2 災害視察者及び見舞者の接待に関すること。</p>
	行政班 (行政係長)	<p>1 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する災害補償に関すること。</p> <p>2 総務対策部内の応援に関すること。</p>
	デジタル推進班 (デジタル推進係長)	<p>1 災害時におけるデータ保存に関すること。</p> <p>2 災害時における情報システムの管理及び応急対策に関すること。</p>
	財産管理班 (財産管理係長) (契約検査係長)	<p>1 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関すること。</p> <p>3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。</p> <p>4 各支所との連絡調整に関すること。</p>
	財政班 (財政係長)	<p>1 災害対策の予算及び財政計画に関すること。</p> <p>2 災害復旧に要する資金の調達に関すること。</p>

<b>総合政策対策部</b> <b>◎総合政策課長</b> <b>○行革推進室長</b>	<b>総合政策班</b>	(企画政策係長)	1 災害復旧対策の総合計画に関すること。 (本部総括部との連絡調整、災害・被害状況の把握、計画立案等)
		(行革推進係長)	2 報道関係機関との連絡調整に関すること。 (本部総括部との連絡調整、メディア対応、災害・被害状況の共有、記者会見準備等)
		(地域振興係長)	3 各支所との連絡調整に関すること。
		情報戦略推進班 (情報戦略推進係長)	1 災害時におけるデータ保存に関すること。 2 災害時における情報システムの管理及び応急対策に関すること。
		税務対策部 ◎税務課長	1 住家等一般被害の調査に関すること。 2 災害による町税の減免、猶予等に関すること。 3 被災納税者に対する税の相談に関すること。 4 家屋倒壊等に係る災証明に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。
<b>町民環境対策部</b> <b>◎町民環境課長</b>	町民班 (町民係長)		1 被災者の安否情報及び異動に関すること。 2 被災者名簿（外国人登録者）の作成に関すること。 3 各支所との連絡調整に関すること。
	人権同和対策班 (人権同和対策係長)		1 同和地区の被害調査及び応急対策に関すること。 2 太陽福祉センターの被害調査及び応急対策に関すること。 3 同和対策関係者との連絡調整に関すること。 4 町民班の応援に関すること。
	環境・業務班 (環境係長) (環境センター係長)		1 災害による遺体の処理及び埋葬に関すること。 2 災害時の環境衛生に関すること。 3 災害時の食品衛生に関すること。 4 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関すること。 5 災害時のねずみ族、昆虫の駆除に関すること。 6 仮設トイレの設置等に関すること。 7 清掃業者等との連絡調整に関すること。
	企画政策対策部 ◎企画政策課長	企画班 (企画係長) (地域振興係長)	1 災害復旧対策の総合計画に関すること。 2 報道関係機関との連絡調整に関すること。 3 各支所との連絡調整に関すること。
	広報文書班 (広報文書係長)		1 災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること。 2 災害、被害状況の撮影及び保管に関すること。 3 災害、被害状況の広報に関すること。
<b>税務対策部</b> <b>◎税務課長</b>	税務班 (収納係長) (町民税係長) (資産税係長)	税務班 (収納係長) (町民税係長) (資産税係長)	1 住家等一般被害の調査に関すること。 2 災害による町税の減免、猶予等に関すること。 3 被災納税者に対する税の相談に関すること。 4 家屋倒壊等に係る災証明に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。
	町民環境対策部 ◎町民環境課長	町民班 (町民係長)	1 被災者の安否情報及び異動に関すること。 2 被災者名簿（外国人登録者）の作成に関すること。 3 各支所との連絡調整に関すること。
	人権同和対策班 (人権同和対策係長)	人権同和対策班 (人権同和対策係長)	1 同和地区の被害調査及び応急対策に関すること。 2 太陽福祉センターの被害調査及び応急対策に関すること。 3 同和対策関係者との連絡調整に関すること。 4 町民班の応援に関すること。
	環境・業務班 (環境係長) (環境センター係長)	環境・業務班 (環境係長) (環境センター係長) (クリーンセンター係長)	1 災害による遺体の処理及び埋葬に関すること。 2 災害時の環境衛生に関すること。 3 災害時の食品衛生に関すること。 4 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関すること。 5 災害時のねずみ族、昆虫の駆除に関すること。 6 仮設トイレの設置等に関すること。 7 清掃業者等との連絡調整に関すること。

<p><b>ほけん</b>福祉対策部        ⑩ほけん 福祉課長        ⑪ほけん 総括監</p>	<p>福祉班        (福祉係長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>被災住民からの相談に関すること。</li> <li>支援金の受付及び配分に関すること。</li> <li>ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>災害救助法の適用申請に関すること。</li> <li>社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>部内の連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> <li>障害者等の被害調査に関すること。</li> <li>要配慮者の避難支援に関すること。</li> <li>応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。</li> <li>民生、児童委員との連絡調整に関すること。</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療看護に関すること。</li> <li>医療・助産活動に関すること。</li> <li>感染症予防に関すること。</li> <li>被災者への健康相談に関すること。</li> <li>避難所への巡回相談に関すること。</li> <li>被災住民に対する心のケア対策に関すること。</li> <li>医薬品、医療用資機材の調達に関すること。</li> <li>保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>介護認定者の被害調査に関すること。</li> <li>介護保険料の減免に関すること。</li> <li>高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>福祉班の応援に関すること。</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>保育園児の安全措置に関すること。</li> <li>保護者との連絡調整に関すること。</li> <li>臨時保育所の開設に関すること。</li> <li>救援物資の受入れ、配分に関すること。</li> <li>炊出しの必要数の把握及び配分に関すること。</li> </ol>
<p><b>こども</b>対策部        ⑫こども 課長</p>	<p>こども 支援班        (課長補佐)        (こども 支援係長)        (こども 健康係長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>保育園児の安全措置に関すること。</li> <li>保護者との連絡調整に関すること。</li> <li>臨時保育所の開設に関すること。</li> <li>救援物資の受入れ、配分に関すること。</li> <li>炊出しの必要数の把握及び配分に関すること。</li> </ol>
		<p>保健福祉対策部        ⑬保健福祉課長</p>
		<p>福祉班        (福祉係長)</p>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>被災住民からの相談に関すること。</li> <li>支援金の受付及び配分に関すること。</li> <li>ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>災害救助法の適用申請に関すること。</li> <li>社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>部内の連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> <li>障害者等の被害調査に関すること。</li> <li>要配慮者の避難支援に関すること。</li> <li>応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。</li> <li>民生、児童委員との連絡調整に関すること。</li> </ol>
<p><b>こども</b>対策部        ⑭こども 課長</p>	<p>こども 支援班        (子育て支援係長)        (子ども 健康係長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療看護に関すること。</li> <li>医療・助産活動に関すること。</li> <li>感染症予防に関すること。</li> <li>被災者への健康相談に関すること。</li> <li>避難所への巡回相談に関すること。</li> <li>被災住民に対する心のケア対策に関すること。</li> <li>医薬品、医療用資機材の調達に関すること。</li> <li>保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> </ol>
		<p>子ども支援対策部        ⑮子ども 支援課長</p>
		<p>子ども 支援班        (子育て支援係長)        (子ども 健康係長)</p>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>保育園児の安全措置に関すること。</li> <li>保護者との連絡調整に関すること。</li> <li>臨時保育所の開設に関すること。</li> <li>救援物資の受入れ、配分に関すること。</li> <li>炊出しの必要数の把握及び配分に関すること。</li> </ol>
<p><b>高齢者</b>対策部        ⑯高齢者 課長</p>	<p>高齢者 支援班        (高齢者 支援係長)        (介護保険係長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護認定者の被害調査に関すること。</li> <li>介護保険料の減免に関すること。</li> <li>高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>福祉班の応援に関すること。</li> </ol>
		<p>高齢者支援対策部        ⑰高齢者 支援課長</p>
		<p>高齢者 支援班        (高齢者 支援係長)        (介護保険係長)</p>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>介護認定者の被害調査に関すること。</li> <li>介護保険料の減免に関すること。</li> <li>高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>福祉班の応援に関すること。</li> </ol>

農林対策部 ○農林課長 ○農業委員会事務局長 ○担い手支援室長 ○森づくり推進監 ○畜産振興監	農政班 (農政係長) (担い手支援係長)	1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 食料の調達及び斡旋等に関すること。 3 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。 4 農産物、特産物の被害調査及び応急対策に関すること。 5 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。 6 各支所との連絡調整に関すること。
	畜産班 (課長補佐) (畜産係長)	1 家畜及び畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の衛生防疫に関すること。 3 農業政策班の応援に関すること。
	農業委員会班 (農地係長)	1 農地及び農道の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業政策班の応援に関すること。
	耕地班 (耕地係長)	1 農用地、耕地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農地の冠水排除及び農業用水利に関すること。 3 土地改良区との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。
	林政班 (林政係長)	1 山林、林道等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 治山関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 林業関係団体との連絡調整に関すること。
さつまPR対策部 ○さつまPR課長 ○産業・定住支援室長	商工観光班 (商工観光係長) (ふるさと物産係長)	1 商工関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 生活必需品等の調達、斡旋等に関すること。 3 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4 商工業者に対する融資に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。 6 <u>観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u> 7 <u>観光客の安全確保、避難誘導等に関すること。</u> 8 <u>工芸センターとの連絡調整に関すること。</u>
	産業支援班 (産業支援係長) (移住定住係長)	1 製造業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 外国人労働者の避難状況調査に関すること。 3 ものづくり企業団体との連絡調整に関すること。 4 商工観光班の応援に関すること。

農政対策部 ○農政課長 ○農業委員会事務局長 ○担い手育成支援室長	農業政策班 (農業政策係長) (担い手育成支援係長)	1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 食料の調達及び斡旋等に関すること。 3 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。 4 農産物、特産物の被害調査及び応急対策に関すること。 5 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。 6 各支所との連絡調整に関すること。
	畜産班 (畜産係長)	1 家畜及び畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の衛生防疫に関すること。 3 農業政策班の応援に関すること。
	農業委員会班 (農地係長)	1 農地及び農道の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業政策班の応援に関すること。
耕地林業対策部 ○耕地林業課長	耕地班 (耕地係長)	1 農用地、耕地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農地の冠水排除及び農業用水利に関すること。 3 土地改良区との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。
	林業振興班 (林業振興係長)	1 山林、林道等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 治山関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 林業関係団体との連絡調整に関すること。
商工観光PR対策部 ○商工観光PR課長 ○ふるさと振興課長	商工振興班 (商工振興係長) (企業誘致係長) (移住定住係長)	1 商工関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 生活必需品等の調達、斡旋等に関すること。 3 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4 商工業者に対する融資に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。
	観光班 (観光係長)	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 観光客の安全確保、避難誘導等に関すること。 3 工芸センターとの連絡調整に関すること。 4 商工振興班の応援に関すること。

建設対策部 ◎建設課長	管理・土木班 ( <u>管理係長</u> ) (土木係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>河川等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>道路情報の収集、伝達に関すること。</li> <li>危険箇所等の警戒及び監視に関すること。</li> <li>障害物の除去に関すること。</li> <li>災害用資機材の調達、確保に関すること。</li> <li>建設・土木業者との連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> <li><u>10 都市施設、公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u></li> <li><u>11 北薩地域振興局建設部との連絡調整に関すること。</u></li> </ol>
	建設班 (建築係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>町有建物の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>被災者に対する建築相談に関すること。</li> <li>応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li><u>6 管理・土木班の応援に関すること。</u></li> </ol>
会計対策部 ◎会計課長 ○監査委員事務局長	会計・監査班 (会計係長) (監査係長)	1 物品の出納及び会計処理に関すること。
水道対策部 ◎水道課長	水道管理班 (水道管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>水道復旧計画に関すること。</li> <li>節水、給水等の広報に関すること。</li> <li>指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	工務班 (工務係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>応急給水に関すること。</li> <li>水源の確保に関すること。</li> </ol>
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 (議事係長)	1 議会との連絡調整に関すること。

建設対策部 ◎建設課長	道路・土木班 (維持管理係長) (土木係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>河川等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>道路情報の収集、伝達に関すること。</li> <li>危険箇所等の警戒及び監視に関すること。</li> <li>障害物の除去に関すること。</li> <li>災害用資機材の調達、確保に関すること。</li> <li>建設・土木業者との連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	住宅・建築班 (建築係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>町有建物の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>被災者に対する建築相談に関すること。</li> <li>応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> </ol>
	まちなみ整備班 (まちなみ整備係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>都市施設、公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>北薩地域振興局建設部との連絡調整に関すること。</li> <li>道路・土木班の応援に関すること。</li> </ol>
会計対策部 ◎会計課長 ○監査委員事務局長	会計・監査班 (会計係長) (監査係長)	1 物品の出納及び会計処理に関すること。
水道対策部 ◎水道課長	水道管理班 (水道管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>水道復旧計画に関すること。</li> <li>節水、給水等の広報に関すること。</li> <li>指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>各支所との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	工務班 (工務係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>応急給水に関すること。</li> <li>水源の確保に関すること。</li> </ol>
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 (議事係長)	1 議会との連絡調整に関すること。

教育対策部 ○教育総務課長 ○学校教育課長 ○給食センター所長	総務班 (総務係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>教育対策部各班の被害調査のとりまとめ及び本部への報告に関すること。</li> <li>学校施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</li> <li>小・中学校の応急教育に関すること。</li> <li>災害時における教職員の確保に関すること。</li> <li>文教施設における避難場所の開設等に関すること。</li> <li>県教育委員会との連絡調整に関すること。</li> <li>学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。</li> </ol>
	学校教育班 (課長補佐) (学校教育係長) (学事係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>児童及び生徒の被害調査に関すること。</li> <li>児童及び生徒の安全確保、避難誘導に関すること。</li> <li>保護者との連絡調整に関すること。</li> <li>被災児童、生徒の保健管理に関すること。</li> <li>被災児童生徒の給食に関すること。</li> </ol>
	給食センター班 (給食センター係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>炊出し施設の調整及び調理に関すること。</li> <li>学校給食に関すること。</li> </ol>
社会教育対策部 ○社会教育課長 ○スポーツ振興特命参事	社会教育班 (社会教育係長) (スポーツ振興係長) (鶴田教育係長) (薩摩教育係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>社会教育及び社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>社会教育及び社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。</li> <li>社会教育及び社会体育団体との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	文化班 (文化係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>文化施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。</li> </ol>
	町民生活班 (町民生活係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>本庁各対策部の事務分掌に準じた支所管内の被害調査、報告、応急対策に関すること。</li> </ol>
鶴田支所 薩摩支所	農林班 (農林係長)	"
教育対策部 ○教育総務課長 ○学校教育課長 ○学校教育指導監 ○給食センター所長	総務班 (総務係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>教育対策部各班の被害調査のとりまとめ及び本部への報告に関すること。</li> <li>学校施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</li> <li>小・中学校の応急教育に関すること。</li> <li>災害時における教職員の確保に関すること。</li> <li>文教施設における避難場所の開設等に関すること。</li> <li>県教育委員会との連絡調整に関すること。</li> <li>学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。</li> </ol>
	学校教育班 (企画指導係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>園児、児童及び生徒の被害調査に関すること。</li> <li>園児、児童及び生徒の安全確保、避難誘導に関すること。</li> <li>保護者との連絡調整に関すること。</li> <li>被災児童、生徒の保健管理に関すること。</li> <li>被災児童生徒の給食に関すること。</li> </ol>
	給食センター班 (給食センター係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>炊出し施設の調整及び調理に関すること。</li> <li>学校給食に関すること。</li> </ol>
	社会教育班 (社会教育係長) (スポーツ振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>社会教育及び社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>社会教育及び社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。</li> <li>社会教育及び社会体育団体との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	文化班 (文化係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>文化施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。</li> </ol>
	鶴田支所対策部 薩摩支所対策部 ○支所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>本庁各対策部の事務分掌に準じた鶴田支所管内の被害調査、報告、応急対策に関すること。</li> </ol>
鶴田支所 薩摩支所	総務税務班 (総務税務係長)	"
	町民福祉班 (町民福祉係長)	"
	経済班 (経済係長) (耕地林務係長)	"
鶴田支所 薩摩支所	教育班 (教育係長)	"

消防対策部 ○消防長 ○警防課長兼消防署長 ○消防総務課長 ○ <u>警防課長補佐</u> ○消防団長	総務班 指揮班 通信情報班 消防団班 (総務係長) (消防団係長) (警防係長) (救急係長) (危険物係長) (予防係長) (通信指令係長)	1 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2 水防法に基づく水防活動その他災害応急対策に関すること。 3 被災者の避難、誘導、救出、捜索に関すること。 4 警備、警戒、防御活動に対する警察との連絡方法に関すること。 5 非常無線通信に関すること。 6 気象情報の本部への伝達に関すること。 7 消防団（水防団）との連絡に関すること。
--	---	---

消防対策部 ○消防長 ○警防課長兼消防署長 ○消防総務課長 ○消防団長	総務班 指揮班 通信情報班 消防団班 (総務係長) (消防団係長) (警防係長) (救急係長) (危険物係長) (予防係長) (通信指令係長)	1 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2 水防法に基づく水防活動その他災害応急対策に関すること。 3 被災者の避難、誘導、救出、捜索に関すること。 4 警備、警戒、防御活動に対する警察との連絡方法に関すること。 5 非常無線通信に関すること。 6 気象情報の本部への伝達に関すること。 7 消防団（水防団）との連絡に関すること。
---	---	---

## 第2節～第6節（略）

### 第7節 気象警報等収集・伝達

#### 第3 受領及び伝達方法（P104）

- (1) 関係機関からの通報等は、勤務時間外は警備員が受領する。・・・略  
(正) 危機管理監 (副) 危機管理係長
- (2) 勤務時間外に警備員が警報等を受領した場合は、直ちに危機管理監に伝達する。警報等を受領した危機管理監は次の伝達担当員に伝達するとともに、町長及び副町長に報告し、その指示に従う。  
(正) 危機管理係長 (副) 危機管理係員
- (3) (1)(2)の警報等で災害を起こすおそれが予想される場合は、直ちに府内放送（勤務時間外は、危機管理監→危機管理係長→関係課長）により周知させるとともに、関係機関、住民等に伝達周知する。

### 第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達（略）

#### 第19節 避難所の運営

##### 第1 避難所の開設等（略）

##### 第2 避難所の運営管理

- 1 避難者情報の把握（略）。
- 2 避難者等との協力（略）
- 3 被災者への情報提供（略）
- 4 良好な生活環境の保持（P158）

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。  
そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレを設置し快適なトイレの使用に

## 第2節～第6節（略）

### 第7節 気象警報等収集・伝達（町再編成による修正）

#### 第3 受領及び伝達方法

- (1) 関係機関からの通報等は、勤務時間外は警備員が受領する。・・・略  
(正) 総務課長 (副) 危機管理係長
- (2) 勤務時間外に警備員が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長伝達する。警報等を受領した総務課長は次の伝達担当員に伝達するとともに、町長及び副町長に報告し、その指示に従う。  
(正) 危機管理係長 (副) 危機管理係員
- (3) (1)(2)の警報等で災害を起こすおそれが予想される場合は、直ちに府内放送（勤務時間外は、総務課長→危機管理係長→関係課長）により周知させるとともに、関係機関、住民等に伝達周知する。

### 第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達（略）

#### 第19節 避難所の運営

##### 第1 避難所の開設等（略）

##### 第2 避難所の運営管理（新規追加：県の計画に整合）

- 1 避難者情報の把握（略）。
- 2 避難者等との協力（略）
- 3 被災者への情報提供（略）

（新規追加：県の計画に整合）

配慮するよう努める。

#### 5 避難の長期化対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

#### 6 プライバシーの確保（略）

### 第38節 孤立化集落対策（P199）

町は、孤立化した集落が発生した場合には、防災関係機関の連携により、集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急輸送に備えるとともに、被災状況を早期に把握し、避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保するなど災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

#### 第1 孤立集落の把握

町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、一般加入電話、町防災行政無線、広報車等を活用するとともに、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

#### 第2 孤立集落と外部との連絡通信手段を確保

防災行政無線、消防無線、アマチュア無線等を活用し、孤立集落と外部との連絡通信の確保を図る。

#### 第3 県への情報提供

孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県（北薩地域振興局 総務企画課）に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

#### 第4 緊急救出手段の確保

集落が孤立し、緊急に救出をする必要があると認めた場合には、県に県消防・防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

#### 第5 緊急救援物資の確保・搬送

町は、直ちに備蓄している物資を孤立集落に搬送するものとするが、町のみでは物資等が不足し、又は搬送の実施が困難な場合には、県及び近隣市町に救援物資の調達・搬送等の応援を要請する。

### 4 プライバシーの確保（略）

### 第38節 孤立化集落対策

町は、孤立化した集落が発生した場合には、集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急輸送に備えるとともに、被災状況を把握し、避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

#### 第1 孤立集落の把握

町は、孤立化した集落に対して、一般加入電話、町防災行政無線、広報車等を活用し、孤立状況を把握する。

#### 第2 孤立集落と外部との連絡通信手段を確保

防災行政無線、消防無線、アマチュア無線等を活用し、孤立集落と外部との連絡通信の確保を図る。

（新規追加：県の計画に整合）

#### 第3 緊急救出手段の確保

集落が孤立し、緊急に救出をする必要があると認めた場合には、県に県消防・防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

#### 第4 緊急救援物資の確保・搬送

町は、直ちに備蓄している物資を孤立集落に搬送するものとするが、町のみでは物資等が不足し、又は搬送の実施が困難な場合には、県及び近隣市町に救援物資の調達・搬送等の応援を要請する。

また、道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。

(新規追加：県の計画に整合)

#### 第6 集落外の避難

孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合は、地域住民の要望等を踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災機関と連携の上、地域住民を避難させる。

#### 第7 道路管理者

- 1 国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
- 2 道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

#### 第8 その他

その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

⟨ 震災対策編 ⟩

## 第2章 災害予防計画

### 第1節～第14節（略）

### 第15節 輸送体制

#### 第2 緊急輸送活動に資する道路の啓開体制の整備（P26）

##### 1 震災に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去、（路面変状の補修や迂回道路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

##### 2 道路啓開路線の情報収集

町及び道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

⟨ 震災対策編 ⟩

## 第2章 災害予防計画

### 第1節～第14節（略）

### 第15節 輸送体制（防災基本計画による修正）

#### 第2 緊急輸送道路の啓開体制の整備

##### 1 啓開道路の選定基準の設定

震災時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

##### 2 道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から震災時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立 (P 3 3)

##### 第1 災害対策本部設置前の初動体制

- 1 情報連絡体制の確立 (略)
- 2 災害警戒本部の確立

- (1) 町域に震度5弱又は5強の地震が発生したときは、災害警戒本部を設置する。
- (2) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は**危機管理監**、副本部長には**総務課長**、建設課長及び**農林**課長をもって充てる。
- (3) 災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害対策本部を設置したときは災害警戒本部を廃止する。

##### 第2 災害対策本部の設置～第4 地震発生時の緊急配備体制 (略)

#### 第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

##### 第2 被害報告

- 3 消防機関への通報が殺到する場合

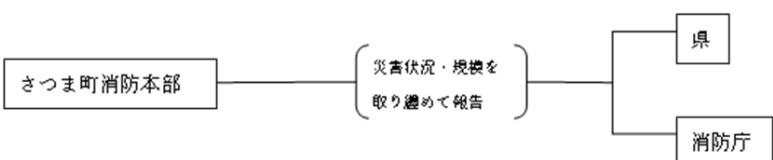
北薩3消防本部指令センターは、同時多発火災や救出要請等により、消防機関への119番通報が殺到した場合に、さつま町と連携して事案を処理するとともに、その状況を災害即報要領にもとづき直ちに県及び国（消防庁）に報告する。

なお、第2報以降についてはさつま町が災害規模・被害状況等を取り纏めて報告する。

##### 【第1報】



##### 【第2報以降】



### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立

##### 第1 災害対策本部設置前の初動体制

- 1 情報連絡体制の確立 (略)
- 2 災害警戒本部の確立 **(組織再編による修正)**

- (1) 町域に震度5弱又は5強の地震が発生したときは、災害警戒本部を設置する。
- (2) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は**総務課長**、副本部長には**建設課長及び耕地林業課長**をもって充てる。
- (3) 災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害対策本部を設置したときは災害警戒本部を廃止する。

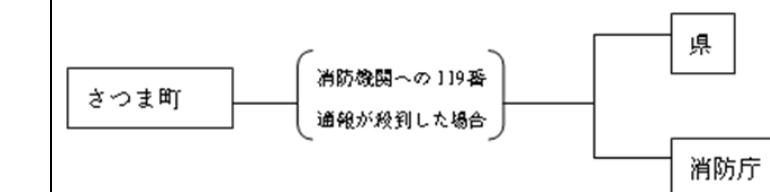
##### 第2 災害対策本部の設置～第4 地震発生時の緊急配備体制 (略)

#### 第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

##### 第2 被害報告 **(共同指令センター運用開始による修正)**

- 3 消防機関への通報が殺到する場合

町は、同時多発火災や救出要請等により、消防機関への119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び国（消防庁）に報告する。



## 第19節 避難所の運営 (P 50)

### 第1 避難所の開設、運営

- 1 避難状況の把握 (略)
- 2 開設予定避難所の安全性の確保 (略)
- 3 職員の派遣

### 4 良好的な生活環境の保持 (P 50)

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレを設置し快適なトイレの使用に配慮するよう努める。

- 5 救護所設置 (略)

### 第2 避難の長期化への対応 (P 51)

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

## 第19節 避難所の運営

### 第1 避難所の開設、運営

- 1 避難状況の把握 (略)
- 2 開設予定避難所の安全性の確保 (略)
- 3 職員の派遣

(追加：県の計画を反映)

(追加：県の計画を反映)

〈 原子力災害対策編 〉

## 第2章 防災体制

### 第1節 (略)

### 第2節 防災活動体制

1. 警戒本部体制 (P 20)

〈 原子力災害対策編 〉

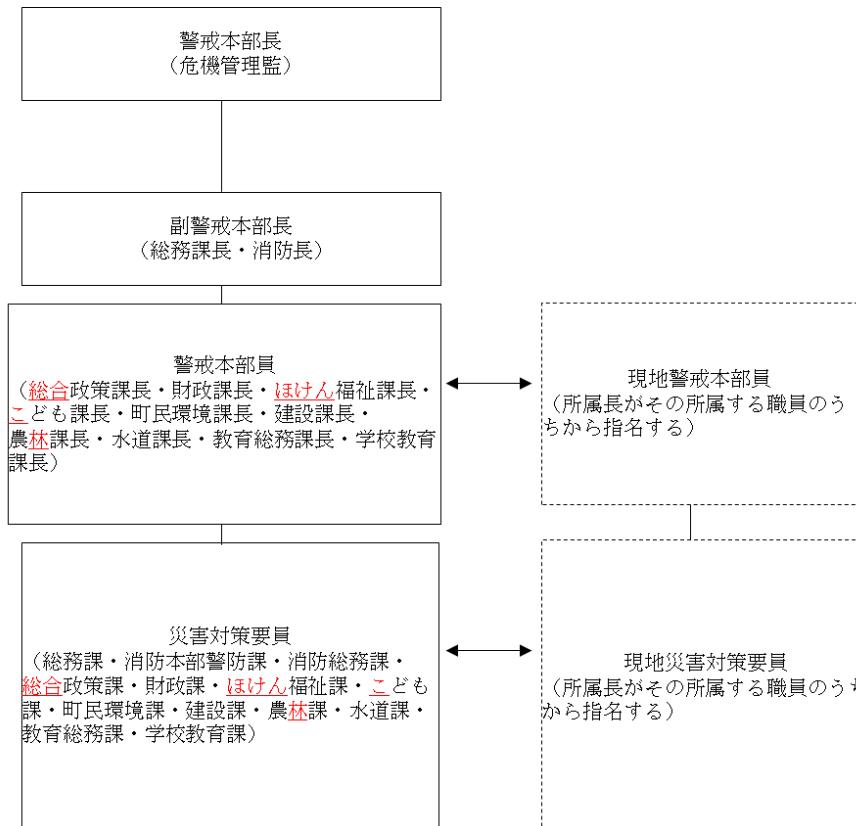
## 第2章 防災体制

### 第1節 (略)

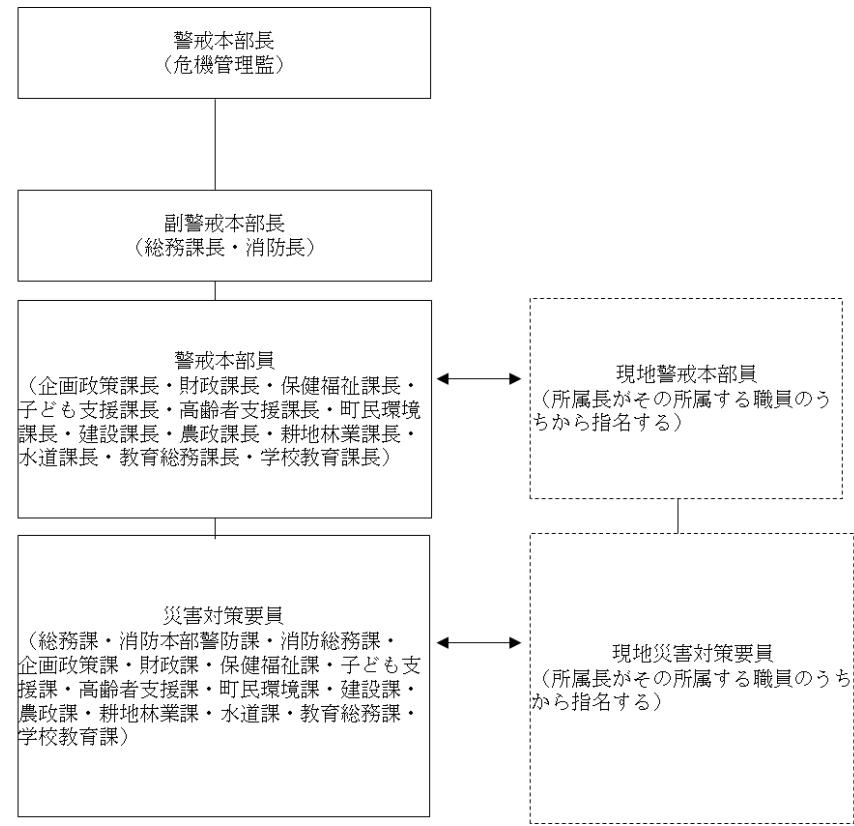
### 第2節 防災活動体制

1. 警戒本部体制

別表4 災害警戒本部の組織図 (P 21)



別表4 災害警戒本部の組織図



別表5 災害警戒本部の組織、構成、所掌事務（P22）

職名	充当職	所掌事務
警戒本部長	危機管理監	・町長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副警戒本部長	総務課長 消防長	・警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。
警戒本部員	総合政策課長 財政課長 ほけん福祉課長 こども課長 町民環境課長 水道課長 建設課長 農林課長 教育総務課長 学校教育課長	・災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項 ・動員体制の準備に関する事項 ・情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項
災害対策要員	所属長がその所属する職員のうちから指名する。	・所属長の命を受け、警戒本部の事務を処理する。 ・所属長の命を受け、関係課等との連絡にあたる。

別表5 災害警戒本部の組織、構成、所掌事務

職名	充当職	所掌事務
警戒本部長	危機管理監	・町長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副警戒本部長	総務課長 消防長	・警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。
警戒本部員	企画政策課長 財政課長 保健福祉課長 子ども支援課長 高齢者支援課長 町民環境課長 水道課長 建設課長 農政課長 耕地林業課長 教育総務課長 学校教育課長	・災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項 ・動員体制の準備に関する事項 ・情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項
災害対策要員	所属長がその所属する職員のうちから指名する。	・所属長の命を受け、警戒本部の事務を処理する。 ・所属長の命を受け、関係課等との連絡にあたる。

別表6 さつま町災害対策本部組織図

(新旧対照表 P8、本文 P26参照)

別表7 さつま町災害対策本部の組織、構成、所掌事務  
(組織再編を反映 本文 P28～35)

別表6 さつま町災害対策本部組織図 (組織再編を反映)

別表7 さつま町災害対策本部の組織、構成、所掌事務 (組織再編を反映)

〈 資料編 〉

2 災害、危険箇所関係

2-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 (P 18)

No.	施設名	施設種別	所在地
1	クオリエ	養護老人ホーム	さつま町船木2311番地8
2	グループホームアリエ	グループホーム	さつま町船木2311番地8
3	株式会社夢の杜	福祉作業所	さつま町船木4029番地1
4	わんぱくキッズ	保育園	さつま町船木2311番地6
5	薩摩中央高等学校	学校	さつま町虎居1900番地
6	佐志小学校	学校	さつま町広瀬1177番地
7	薩摩小学校	学校	さつま町中津川4269番地

〈 資料編 〉

2 災害、危険箇所関係

2-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 (経年変化)

No.	施設名	施設種別	所在地
1	グループホームのどか	グループホーム	さつま町求名13564
2	クオリエ	養護老人ホーム	さつま町船木2311番地8
3	グループホームアリエ	グループホーム	さつま町船木2311番地8
4	株式会社夢の杜	福祉作業所	さつま町船木4029番地1
5	わんぱくキッズ	保育園	さつま町船木2311番地6
6	薩摩中央高等学校	学校	さつま町虎居1900番地
7	佐志小学校	学校	さつま町広瀬1177番地
8	永野小学校	学校	さつま町永野2562番地
9	中津川小学校	学校	さつま町中津川4269番地

#### 4 通信等関係

##### 4-2 通信指令施設の現況 (P 4 4~)

###### (1) 指令センターの概要

(令和7年4月1日現在)

名 称	北薩3消防本部指令センター	所在地	鹿児島県薩摩川内市中郷町5031番地1
-----	---------------	-----	---------------------

###### (2) 一般業務用電話

種 類	回線数	摘要
一般加入電話	1	0996-24-8099

###### (3) 指令センター機器類 (主要機器)

主 類	数 量	摘要
指令台	4	うち指揮台(1座席) 津最大8座席まで拡張可
表示盤	12	支援情報・多目的情報・車両運用他マルチパネル
統合型位置情報通知装置	1	
Net119専用端末	1	
映像通報装置専用端末	1	
システム監視装置	1	
データメンテナンス装置	1	
消防OAシステム端末	3	さつま町専用1台
災害情報自動案内	3	さつま町専用1台

###### (4) 災害対策室の概要

名 称	さつま町消防本部 災害対策室	所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町時吉386番地
-----	----------------	-----	--------------------

###### (5) 災害対策室 連絡調整員操作機器類

種 類	数 量	摘要
本部・本署用NW装置	1	
署所端末	1	1階受付室
指令情報出力装置	1	1階受付室
指令用端末		
気象情報収集装置	1	データメンテナンス装置、指令情報出力装置に相乗り
災害情報共有システム端末	1	
本部・署所用表示盤	4	災害作戦室3台、警防課室1台
消防OAシステム端末	8	
データメンテナンス装置	1	
非常放送設備	1	
情報配信システム専用端末	1	

#### 4 通信等関係 (共同指令センター運用開始による修正)

##### 4-2 通信指令施設の現況 (P 4 4~)

###### (1) 高機能消防指令システム (I型・離島型)

(令和4年4月1日現在)

種 類	個 数	摘要
指令台	2	主席・副席(2座席) 津最大4座席まで増設可
表示盤	3	支援情報・多目的情報・車両運用
地図検索装置	2	
音声合成装置	1	
統合型位置情報通知装置	1	
指令情報送信装置	1	
システム監視装置	1	
気象情報収集装置	1	
災害状況等自動案内装置	1	
長時間録音装置	1	
FAX119受信装置	1	
防災行政無線統合車ユニット	1	

###### (2) 指令電話等

種 類	回線数	摘要
火災報知専用電話	8	固定・IP回線(4回線)・携帯電話回線(4回線)
	2	119無線回線
119番通報	1	衛星電話

###### (3) 一般業務用電話

種 類	回線数	摘要
一般加入電話	1	52-0119 消防本部、消防署
〃(指令台組み込み)	1	52-2202
ろうあ者緊急用FAX電話	1	52-2041
FAX専用	1	53-0119
携帯電話	5	当務隊長1、救急隊4
衛星電話	1	
NET119	1	

###### (4) 消防救急デジタル無線システム

(遠隔制御装置～2、管理監視制御装置～1、無線回線制御装置～1、基地局無線装置～1)  
”(デジタル無線)

種 別	呼出名称	出力 (W)	備 考
基地局	さつましょうぼう	20	消防本部
	さつましょうぼう 1	10	タンク車
	さつましょうぼう 2	10	連絡車
	さつましょうぼう 3	10	小型搬送車
	さつましょうぼう 4	10	救助工作車
	さつましょうぼう 5	10	広報車
	さつましょうぼう 6	10	資機材搬送車
	さつましょうぼう 7	10	ポンプ車
	さつましょうぼう 8	10	指揮車
	さつましょうぼう 11～23	5	携帯局
	さつましょうぼう 24	10	携帯局(可搬型)
	さつまきゅうきゅう 1	10	救急1号車
	さつまきゅうきゅう 2	10	救急2号車
	さつまきゅうきゅう 3	10	救急3号車
陸上移動局			

(6) 一般業務用電話

種類	回線数	摘要
一般加入電話	1	0996-52-0119
ヘルプ119電話	1	
第3ルート用電話	1	
緊急用FAX電話	1	0996-52-2041
一般用FAX電話	1	0996-53-0119、消防総務課室
携帯電話	5	当務隊長用1台、救急隊用4台
衛星電話	1	県より貸与

(7) 消防救急デジタル無線システム装置

種類	数量	摘要
遠隔制御装置	2	
遠隔制御装置(OD)	1	指令センターNW切断時のさつま町基地局制御
さつま町基地局無線装置	1	

(8) デジタル無線

種別	呼出名称	出力(W)	配置・搭載車両
基地局	さつましょうぼう	20	消防本部
陸上移動局	さつましょうぼう 101	10	指揮車
	さつましょうぼう 102	10	ポンプ車
	さつましょうぼう 103	10	タンク車
	さつましょうぼう 104	10	救助工作車
	さつましょうぼう しえん 1	10	広報車
	さつましょうぼう しえん 2	10	連絡車
	さつましょうぼう しえん 3	10	小型搬送車
	さつましょうぼう しえん 4	10	資機材搬送車
	さつましょうぼう しえん 5	10	団本部車
	さつまきゅうきゅう 101	10	救急1号車
	さつまきゅうきゅう 102	10	救急2号車
	さつまきゅうきゅう 103	10	救急3号車
	さつま携帯1~21	2	携帯局
	さつましきほんぶ 1	10	携帯局(可搬型)
	さつましょうぼう 100	10	警防課室
	さつましょうぼう 200	10	通信指令係事務室

## 5 消防、水防等関係

### 5-1 町内危険物施設一覧 (P 4 6)

※網掛けは休止施設

(令和7年4月1日現在)

	事業所名	所在地	電話番号	施設区分
1	北さつま農業協同組合 山崎給油所	薩摩郡さつま町山崎1013番地2	56-9811	給油取扱所
2	北さつま農業協同組合 鶴田給油所	薩摩郡さつま町湯田2159番地2	55-9090	給油取扱所
3	北さつま農業協同組合 本所給油所	薩摩郡さつま町虎居721番地1, 721番地2	53-2728	給油取扱所
4	北さつま農業協同組合 中津川給油所	薩摩郡さつま町中津川1995番地2	57-0740	給油取扱所
5	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉278番地1	53-0638	給油取扱所
6	宮之城石油株式会社 山崎給油所	薩摩郡さつま町山崎225番地1	56-8688	給油取扱所
7	南国植産株式会社 宮之城給油所	薩摩郡さつま町旭町9番地1	53-2748	給油取扱所
8	有限会社 桑波田商店	薩摩郡さつま町湯田855番地2	55-9171	給油取扱所
9	株式会社 共栄 宮之城船木SS	薩摩郡さつま町船木江戸堀81番地	53-1145	給油取扱所
10	株式会社 Misumi 宮之城SS	薩摩郡さつま町町野町1番地1	53-0333	給油取扱所
11	水口商会	薩摩郡さつま町永野937番地1	53-0822	給油取扱所
12	コナガタ石油有限会社	薩摩郡さつま町求名3678番地1	57-0074	給油取扱所
13	有限会社 福山石油	薩摩郡さつま町広瀬1305番地	53-3487	給油取扱所
14	株式会社Unipet Japan さつまSS	薩摩郡さつま町宮之城屋地1046番地2	090-3476-5773	給油取扱所
15	北薩生コンクリート株式会社	薩摩郡さつま町柏原2882番地	53-1215	自家用給油取扱所
16	有限会社 伊地知運送	薩摩郡さつま町柏原291番地2	52-2030	自家用給油取扱所
17	株式会社さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名6277番地	57-1511	自家用給油取扱所
18	薩摩建設株式会社	薩摩郡さつま町求名1902番地2	57-1110	自家用給油取扱所
19	薩摩産業株式会社	薩摩郡さつま町永野3220番地1	58-0211	自家用給油取扱所
20	有限会社 司運輸	薩摩郡さつま町永野2531番地6	58-0128	自家用給油取扱所
21	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木2953番地	52-2556	自家用給油取扱所
22	株式会社 白川田工務店	薩摩郡さつま町広瀬3364番地4	53-0506	自家用給油取扱所
23	株式会社 久保興業	薩摩郡さつま町広瀬3193番地11	53-0521	自家用給油取扱所
24	ひなたライン株式会社	薩摩郡さつま町久富木4539番地1	58-8200	自家用給油取扱所
25	渡利建設株式会社	薩摩郡さつま町船木2815番地	53-1813	自家用給油取扱所
26	電源開発株式会社 川内川第1発電所	薩摩郡さつま町鶴田8194番地2	59-2044	一般取扱所
27	電源開発株式会社 川内川第2発電所	薩摩郡さつま町鶴田4894番地1	59-2036	一般取扱所
28	九州電力株式会社 湯田発電所	薩摩郡さつま町湯田1843番地	23-2050	一般取扱所

## 5 消防、水防等関係 (経年変化)

### 5-1 町内危険物施設一覧 (P 4 5)

(令和3年4月1日現在)

	事業所名	所在地	電話番号	施設区分
1	北さつま農業協同組合 山崎給油所	さつま町山崎1013番地2	0996-56-9811	給油取扱所
2	北さつま農業協同組合 鶴田セルフ給油所	さつま町湯田2159番地2	0996-55-9090	給油取扱所
3	北さつま農業協同組合 本所セルフ給油所	さつま町虎居721番地1, 721番地2	0996-53-2728	給油取扱所
4	北さつま農業協同組合 中津川給油所	さつま町中津川1995番地2	0996-57-0740	給油取扱所
5	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉278番地1	0996-53-0638	給油取扱所
6	宮之城石油株式会社 山崎給油所	さつま町山崎225番地1	0996-56-8688	給油取扱所
7	南国植産株式会社 宮之城給油所	さつま町旭町9番地1	0996-53-2748	給油取扱所
8	有限会社 桑波田商店	さつま町湯田855番地2	0996-55-9171	給油取扱所
9	株式会社 共栄 宮之城船木SS	さつま町船木江戸堀81番地	0996-53-1145	給油取扱所
10	株式会社 Misumi 宮之城SS	さつま町町野町1番地1	0996-53-0333	給油取扱所
11	水口商会	さつま町永野937番地1	0996-58-0822	給油取扱所
12	コナガタ石油有限会社	さつま町求名3678番地1	0996-57-0074	給油取扱所
13	有限会社 福山石油	さつま町広瀬1305番地	0996-53-3487	給油取扱所
14	株式会社Unipet Japan さつまSS	さつま町宮之城屋地1046番地2	0996-29-3491	給油取扱所
15	北薩生コンクリート株式会社	さつま町柏原2882番地	0996-53-1215	自家用給油取扱所
16	有限会社 伊地知運送	さつま町柏原291番地2	0996-52-2030	自家用給油取扱所
17	株式会社さつまゴルフリゾート	さつま町求名6277番地	0996-57-1511	自家用給油取扱所
18	薩摩建設株式会社	さつま町求名1902番地2	0996-57-1110	自家用給油取扱所
19	薩摩産業株式会社	さつま町永野3220番地1	0996-0211	自家用給油取扱所
20	有限会社 司運輸	さつま町永野2531番地6	0996-0128	自家用給油取扱所
21	有限会社 田島興業	さつま町船木2953番地	0996-2556	自家用給油取扱所
22	株式会社 白川田工務店	さつま町広瀬3364番地4	0996-0506	自家用給油取扱所
23	株式会社 久保興業	さつま町広瀬3193番地11	0996-0521	自家用給油取扱所
24	ひなたライン株式会社	さつま町久富木4539番地1	0996-8200	自家用給油取扱所
25	渡利建設株式会社	さつま町船木2815番地	0996-1813	自家用給油取扱所
26	電源開発株式会社 川内川第1発電所	さつま町鶴田8194番地2	0996-2044	一般取扱所
27	電源開発株式会社 川内川第2発電所	さつま町鶴田4894番地1	0996-59-2035	一般取扱所

29	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子3988番地2	53-2030	一般取扱所
30	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名6122番地	57-1511	一般取扱所
31	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名6122番地	57-1511	一般取扱所
32	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎334番地	56-8131	一般取扱所
33	株式会社 東郷建設 北薩合材工場	薩摩郡さつま町湯田2524番地2	55-9281	一般取扱所
34	株式会社 日特スパークテックWKS さつま電機工場	薩摩郡さつま町湯田2824番地7	52-4900	一般取扱所
35	アロン電機株式会社	薩摩郡さつま町永野950番地	58-0331	一般取扱所
36	鶴田ダム放流 ゲート操作室	薩摩郡さつま町神子 鶴田ダム地内	22-3271	一般取扱所
37	株式会社 サトウ精工 第3工場	薩摩郡さつま町時吉2020番地	52-1200	一般取扱所
38	株式会社 M isumi 宮之城工エネルギー営業所	薩摩郡さつま町柏原2883番地6	53-0554	一般取扱所【充電】
39	コナガタ石油有限会社	薩摩郡さつま町求名3677番地1	57-0074	一般取扱所【充電】
40	鹿児島県経済農業協同組合連合会 中津川石油中津基地	薩摩郡さつま町中津川18982番地	099-258-5375	一般取扱所【充電】
41	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉278番地1	53-0638	一般取扱所【充電】
42	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉127番地1, 2	53-0638	一般取扱所【充電】
43	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木734番地3	52-3688	一般取扱所【充電】
44	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木81番地	53-1145	一般取扱所【充電】
45	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木2955番地1	52-2555	一般取扱所【充電】
46	カホクガス株式会社	薩摩郡さつま町柏原3441番地2	54-2114	一般取扱所【詰替え】
47	矢野プロパン店	薩摩郡さつま町虎居10番地1	53-0664	一般取扱所【詰替え】
48	株式会社 コメリ 宮之城店	薩摩郡さつま町時吉130番地1	52-4081	一般取扱所【詰替え】
49	さつま町健康ふれあいセンター あび～る館	薩摩郡さつま町神子228番地7	31-5015	地下タンク貯蔵所
50	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子3988番地2	53-2030	地下タンク貯蔵所
51	カホクガス株式会社	薩摩郡さつま町柏原3441番地2	54-2114	地下タンク貯蔵所
52	さつま町立宮之城屋内温泉プール	薩摩郡さつま町時吉1746番地1	52-2610	地下タンク貯蔵所
53	NTT西日本鹿児島支店 柴尾無線中継所	薩摩郡さつま町平川大洞国有林27ある林小班	099-258-8211	地下タンク貯蔵所
54	株式会社 アクシーズ 鹿児島工場	薩摩郡さつま町山崎334番地	31-7601	地下タンク貯蔵所
55	株式会社 アクシーズ 薩摩工場	薩摩郡さつま町求名12161番地2	57-1811	地下タンク貯蔵所
56	さつま町クリーンセンター	薩摩郡さつま町湯田2734番地8	53-3111	地下タンク貯蔵所
57	袖屋酒造株式会社	薩摩郡さつま町平川1427番地	54-2507	地下タンク貯蔵所
58	株式会社 共栄 宮之城SS	薩摩郡さつま町船木81番地	53-1145	地下タンク貯蔵所
59	さつま町環境センター	薩摩郡さつま町広瀬5410番地	53-0013	地下タンク貯蔵所
60	さつま町環境センター	薩摩郡さつま町広瀬5410番地	53-0013	地下タンク貯蔵所

26	九州電力株式会社 湯田発電所	さつま町湯田1648番地	0996-23-2050	一般取扱所
27	鶴田ダム管理所	さつま町神子3988番地2	0996-53-2030	一般取扱所
28	株式会社 さつまゴルフリゾート	さつま町求名切山崎6122番地2	0996-57-1511	一般取扱所
29	株式会社 さつまゴルフリゾート	さつま町求名切山崎6122番地2	0996-57-1511	一般取扱所
30	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	さつま町山崎334番地	0996-56-8131	一般取扱所
31	株式会社 東郷建設 北薩合材工場	さつま町湯田2524番地2	0996-55-9281	一般取扱所
32	株式会社 日特スパークテックWKS さつま電機工場	さつま町湯田2824番地7	0996-52-4900	一般取扱所
33	アロン電機株式会社	さつま町永野950番地	0996-58-0331	一般取扱所
34	鶴田ダム放流 ゲート操作室	さつま町神子 鶴田ダム地内	0996-22-3271	一般取扱所
35	株式会社 サトウ精工 第3工場	さつま町時吉2020番地	0996-52-1200	一般取扱所
36	株式会社 M isumi 宮之城エネルギー営業所	さつま町柏原2883番地6	0996-53-0554	一般取扱所【充填】
37	コナガタ石油有限会社	さつま町求名3677番地1	0996-57-0074	一般取扱所【充填】
38	鹿児島県経済農業協同組合連合会 中津川石油中津基地	さつま町中津川18982番地	099-258-5375	一般取扱所【充填】
39	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉278番地1	0996-53-0638	一般取扱所【充填】
40	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉127番地1, 2	0996-53-2728	一般取扱所【充填】
41	有限会社 キタゾノ	さつま町船木734番地3	0996-53-0638	一般取扱所【充填】
42	株式会社 共栄	さつま町柏原3441番地2	0996-53-1145	一般取扱所【充填】
43	有限会社 田島興業	さつま町船木2955番地1	0996-52-2555	一般取扱所【充填】
44	カホクガス株式会社	さつま町柏原3441番地2	0996-54-2114	一般取扱所【詰替】
45	矢野プロパン店 (日県会食 営業所)	さつま町虎居10番地1	0996-53-3096	一般取扱所【詰替】
46	株式会社 コメリ 宮之城店	さつま町時吉128番地1-他	0996-52-4081	一般取扱所【詰替】
47	さつま町健康ふれあいセンター あび～る館	さつま町神子228番地7	0996-31-5015	地下タンク貯蔵所
48	鶴田ダム管理所	さつま町神子3988番地2	0996-59-2030	地下タンク貯蔵所
49	カホクガス株式会社	さつま町柏原3441番地2	0996-54-2114	地下タンク貯蔵所
50	宮之城町屋内温泉プール	さつま町時吉1746番地1	0996-52-2610	地下タンク貯蔵所
51	NTT西日本鹿児島支店 柴尾無線中継所	さつま町平川大洞国有林27ある林小班	099-258-8211	地下タンク貯蔵所
52	株式会社 アクシーズ 鹿児島工場	さつま町山崎334番地	0996-56-8133	地下タンク貯蔵所
53	さつま町クリーンセンター	さつま町湯田2734番地8	0996-57-1391	地下タンク貯蔵所
54	袖屋酒造株式会社	さつま町平川1427番地	0996-53-3111	地下タンク貯蔵所
55	株式会社 共栄 宮之城SS	さつま町船木81番地	0996-54-2507	地下タンク貯蔵所
56	さつま町環境センター	さつま町広瀬5410番地	0996-53-1145	地下タンク貯蔵所
57	宮之城都便局	さつま町宮之城屋地字愛宕2025番地1	0996-53-1043	地下タンク貯蔵所

61	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木2955番地1	52-2555	地下タンク貯蔵所
62	プラスセイタワ 宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地1508番地	52-0555	地下タンク貯蔵所
63	有限会社 宮之城誠秀製茶	薩摩郡さつま町虎屋2615番地1	52-0033	地下タンク貯蔵所
64	錦香池温泉 滝の宿	薩摩郡さつま町中津川7601番地	58-0889	地下タンク貯蔵所
65	コナガタ石油 有限会社	薩摩郡さつま町求名3676番地1	57-0074	地下タンク貯蔵所
66	株式会社 日野洋蘭園	薩摩郡さつま町中津川7868番地	31-6006	地下タンク貯蔵所
67	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名6122番地2	57-1511	地下タンク貯蔵所
68	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子3988番地2	59-2030	地下タンク貯蔵所
69	株式会社 Misumi 宮之城エネルギー営業所	薩摩郡さつま町柏原2888番地6	58-0554	地下タンク貯蔵所
70	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎334番地	56-8131	屋外タンク貯蔵所
71	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎334番地	56-8131	屋外タンク貯蔵所
72	株式会社 アクシーズ 薩摩工場	薩摩郡さつま町求名12161番地2	57-1811	屋外タンク貯蔵所
73	有限会社 熊田製茶	薩摩郡さつま町求名3551番地	57-0875	屋外タンク貯蔵所
74	有限会社 求名ファーム 求名農場	薩摩郡さつま町求名13986番地1	57-1105	屋外タンク貯蔵所
75	有限会社 求名ファーム 広瀬農場	薩摩郡さつま町広瀬2046番地26	52-2547	屋外タンク貯蔵所
76	有限会社 求名ファーム 久富木農場	薩摩郡さつま町久富木2800番地	56-9107	屋外タンク貯蔵所
77	株式会社 南九州畜産 母ヶ野農場	薩摩郡さつま町平川2723番地	54-2028	屋外タンク貯蔵所
78	鹿児島県経済農業協同組合連合会	薩摩郡さつま町中津川8982番地	099-258-5376	屋外タンク貯蔵所
79	鹿児島県経済農業協同組合連合会	薩摩郡さつま町中津川8982番地	099-258-5376	屋外タンク貯蔵所
80	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木734番地3	53-0696	屋外タンク貯蔵所
81	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木734番地3	53-0696	屋外タンク貯蔵所
82	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉278番地1	53-0638	屋外タンク貯蔵所
83	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉127番地1, 2	53-0638	屋外タンク貯蔵所
84	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉127番地1, 2	53-0638	屋外タンク貯蔵所
85	株式会社 東郷建設 北陸合材工場	薩摩郡さつま町浜田2524番地2	55-9281	屋外タンク貯蔵所
86	宮之城トマト生産組合第二農場	薩摩郡さつま町時吉695番地	52-3425	屋外タンク貯蔵所
87	株式会社 環境科学 さつま工場	薩摩郡さつま町山崎4009番地1	31-7101	屋外タンク貯蔵所
88	有限会社 ニノ方水産	薩摩郡さつま町二瀬3790番地	56-9715	屋外タンク貯蔵所
89	株式会社アクシーズ 鶴田農場	薩摩郡さつま町鶴田6213番地1	31-5900	屋外タンク貯蔵所
90	株式会社アクシーズ 佐志農場	薩摩郡さつま町広瀬2112番地2	53-1100	屋外タンク貯蔵所
91	電源開発株式会社 川内川第1発電所	薩摩郡さつま町鶴田6194番地2	59-2044	屋内貯蔵所
92	電源開発株式会社 川内川第1発電所 (P C B保管庫)	薩摩郡さつま町神子1504番地6	59-2044	屋内貯蔵所

58	さつま町環境センター	さつま町広瀬5410番地	0996-53-0013	地下タンク貯蔵所
59	さつま町環境センター	さつま町広瀬5410番地	0996-53-0013	地下タンク貯蔵所
60	有限会社 田島興業	さつま町船木2955番地1	0996-52-2555	地下タンク貯蔵所
61	プラスセイタワ 宮之城店	さつま町宮之城屋地1508番地	0996-52-0555	地下タンク貯蔵所
62	有限会社 宮之城誠秀製茶	さつま町虎屋2615番地1	0996-52-0033	地下タンク貯蔵所
63	コナガタ石油有限会社	さつま町求名3676番地	0996-57-0074	地下タンク貯蔵所
64	株式会社 日野洋蘭園	さつま町中津川7868番地	0996-31-6006	地下タンク貯蔵所
65	株式会社さつまゴルフリゾート	さつま町求名切山師6122番地2	0996-57-1511	地下タンク貯蔵所
66	鶴田ダム管理所	さつま町神子3988番地2	0996-59-2030	地下タンク貯蔵所
67	鶴田葉たばこ生産組合	さつま町柏原3034番地1	0996-59-8101	屋外タンク貯蔵所
68	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	さつま町山崎334番地	0996-56-8131	屋外タンク貯蔵所
69	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	さつま町山崎334番地	0996-56-8131	屋外タンク貯蔵所
70	株式会社 アクシーズ 薩摩工場	さつま町求名12161番地2	0996-57-1811	屋外タンク貯蔵所
71	熊田製茶工場	さつま町求名3551番地	0996-57-0875	屋外タンク貯蔵所
72	有限会社 求名ファーム 求名農場	さつま町求名13986番地1	0996-57-1105	屋外タンク貯蔵所
73	有限会社 求名ファーム 広瀬農場	さつま町広瀬2046番地26	0996-52-2547	屋外タンク貯蔵所
74	有限会社 求名ファーム 久富木農場	さつま町久富木2800番地	0996-56-9107	屋外タンク貯蔵所
75	株式会社 南九州畜産 母ヶ野農場	さつま町平川2723番地	0996-54-2028	屋外タンク貯蔵所
76	鹿児島県経済農業協同組合連合会	さつま町中津川8982番地	099-258-5376	屋外タンク貯蔵所
77	鹿児島県経済農業協同組合連合会	さつま町中津川8982番地	099-258-5376	屋外タンク貯蔵所
78	有限会社 キタゾノ	さつま町船木734番地3	0996-53-0696	屋外タンク貯蔵所
79	有限会社 キタゾノ	さつま町船木734番地3	0996-53-0696	屋外タンク貯蔵所
80	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉278番地1	53-0638	屋外タンク貯蔵所
81	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉127番地1, 2	53-0638	屋外タンク貯蔵所
82	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉127番地1, 2	53-0638	屋外タンク貯蔵所
83	株式会社 東郷建設 北陸合材工場	さつま町浜田2524番地2	55-9281	屋外タンク貯蔵所
84	宮之城トマト生産組合第二農場	さつま町時吉695番地	52-3425	屋外タンク貯蔵所
85	株式会社 環境科学 さつま工場	さつま町山崎4009番地1	31-7101	屋外タンク貯蔵所
86	有限会社 ニノ方水産	さつま町二瀬3790番地	56-9715	屋外タンク貯蔵所
87	株式会社アクシーズ 鶴田農場	さつま町鶴田6213番地1	31-5900	屋外タンク貯蔵所
88	株式会社アクシーズ 佐志農場	さつま町広瀬2112番地2	53-1100	屋外タンク貯蔵所
89	電源開発株式会社 川内川第1発電所 (P C B保管庫)	さつま町鶴田6194番地2	59-2044	屋内貯蔵所
90	電源開発株式会社 川内川第1発電所 (P C B保管庫)	さつま町神子1504番地6	0996-54-2562	屋内貯蔵所

93	紫尾高千穂工業株式会社	薩摩郡さつま町泊野4770番地2	54-2562	屋内貯蔵所
94	有限会社 サンテクニ	薩摩郡さつま町広瀬630番地1	53-3331	屋内貯蔵所
95	株式会社 日特スパークテックWKS さつま工場	薩摩郡さつま町田原2238番地1	53-2211	屋内貯蔵所
96	株式会社 日特スパークテックWKS さつま工場	薩摩郡さつま町田原2238番地1	53-2211	屋内貯蔵所
97	株式会社 トラスト（植園産業株式会社： 名称変更）	薩摩郡さつま町湯田902番地1	55-9201	屋内貯蔵所
98	株式会社 片桐工作所	薩摩郡さつま町虎居2638番地3	52-1330	屋内貯蔵所
99	株式会社 南日本放送 阿久根TV 中継局	薩摩郡さつま町白男川6010番地	099-254-7251	屋内タンク貯蔵所
100	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木734番地3	52-3688	移動タンク貯蔵所
101	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木734番地3	52-3688	移動タンク貯蔵所
102	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉278番地1	53-0638	移動タンク貯蔵所
103	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木2955番地1	52-2555	移動タンク貯蔵所
104	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木81番地	53-1145	移動タンク貯蔵所
105	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木81番地	53-1145	移動タンク貯蔵所
106	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居745番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
107	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居745番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
108	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居745番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
109	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居745番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
110	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原2883番地6	53-0554	移動タンク貯蔵所
111	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原2883番地4	53-0554	移動タンク貯蔵所
112	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原2883番地4	53-0554	移動タンク貯蔵所

90	株式会社 日特スパークテックWKS さつま工場	さつま町田原2238番地1	0986-53- 2211	屋内貯蔵所
91	株式会社 日特スパークテックWKS さつま工場	さつま町田原2238番地1	0986-53- 2211	屋内貯蔵所
92	株式会社 日特スパークテックWKS さつま工場	さつま町田原2238番地1	0986-53- 2211	屋内貯蔵所
93	植園産業株式会社	さつま町湯田902番地	0986-55- 9201	屋内貯蔵所
94	株式会社 片桐工作所	さつま町虎居2638番地3	0986-52- 1330	屋内貯蔵所
95	株式会社 南日本放送 阿久根TV 中継局	さつま町白男川字内木場8010番 地	099-254- 7111	屋内タンク貯蔵 所
96	有限会社 キタゾノ	さつま町船木734番地3	0986-53- 0886	移動タンク貯蔵 所
97	有限会社 キタゾノ	さつま町船木734番地3	0986-53- 0898	移動タンク貯蔵 所
98	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉127番地1	0986-53- 0638	移動タンク貯蔵 所
99	宮之城石油株式会社 時吉給油所	さつま町時吉278番地1	0986-53- 0638	移動タンク貯蔵 所
100	渡利建設株式会社	さつま町船木2815番地3	0986-53- 1813	移動タンク貯蔵 所
101	有限会社 田島興業	さつま町船木2955番地1	0986-52- 2555	移動タンク貯蔵 所
102	株式会社 共栄	さつま町船木江戸堀81番地	0986-53- 1145	移動タンク貯蔵 所
103	株式会社 共栄	さつま町船木江戸堀81番地	0986-53- 1145	移動タンク貯蔵 所
104	北さつま農業協同組合	さつま町虎居745番地	0986-53- 2728	移動タンク貯蔵 所
105	北さつま農業協同組合	さつま町虎居745番地	0986-53- 2728	移動タンク貯蔵 所
106	北さつま農業協同組合	さつま町虎居745番地	0986-53- 2728	移動タンク貯蔵 所
107	北さつま農業協同組合	さつま町虎居745番地	0986-53- 2728	移動タンク貯蔵 所
108	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	さつま町柏原2883番地4	0986-53- 0554	移動タンク貯蔵 所
109	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	さつま町柏原2883番地4	0986-53- 0554	移動タンク貯蔵 所
110	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	さつま町柏原2883番地4	0986-53- 0554	移動タンク貯蔵 所
111	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	さつま町柏原2883番地4	0986-53- 0554	移動タンク貯蔵 所

5-2 消防装備の現況 (P 50)

(令和7年4月1日現在)

	消防本部	部官方面之城隊東	部官方面之城隊西	隊鶴田方面	隊薩摩方面
消防ポンプ自動車	—	4	4	3	4
化 学 車	—	—	—	—	—
救 急 車	3	—	—	—	—
救 助 工 作 車	1	—	—	—	—
は し ご 車	—	—	—	—	—
水槽付消防ポンプ自動車	2	1	—	—	—
水槽付小型ポンプ積載車	—	—	1	1	—
小 型 ポ ン プ 積 載 車	—	2	1	1	1
小 型 ポ ン プ	—	3	6	4	4

5-2 消防装備の現況 (P 49)

(令和3年4月1日現在)

	消防本部	部官方面之城隊東	部官方面之城隊西	隊鶴田方面	隊薩摩方面
消防ポンプ自動車	—	4	5	3	4
化 学 車	—	—	—	—	—
救 急 車	3	—	—	—	—
救 助 工 作 車	1	—	—	—	—
は し ご 車	—	—	—	—	—
水槽付消防ポンプ自動車	2	1	—	—	—
水槽付小型ポンプ積載車	—	—	—	1	—
小 型 ポ ン プ 積 載 車	—	2	1	1	1
小 型 ポ ン プ	—	3	6	5	4

7 避難所、医療等関係

7-1 避難所等一覧

1 避難所 (P 66)

番号	地区名	避難場所 (40指定／37施設)	所在地	電話番号	収容 人員	地震	洪水 ・ 内水 氾濫	崖崩 れ・
1	宮之城 屋地	宮之城総合体育館	船木302-1	52-1888	500人	○	○	○
2		屋地楽習館	宮之城屋地887	53-1994	100	○	○	○
3		宮之城鉄道記念館	宮之城屋地2036-4	53-0525	50	○	○	○
4		盈進小学校	宮之城屋地1546-3	53-1588	200	○	○	○
5		宮之城中学校	宮之城屋地391	53-1588	200	○	○	○
6	虎居	虎居地区公民館	西新町11-3	53-1272	120	○	×	○
7		県営若草団地集会室	虎居町8-1	—	30	○	○	○
8		宮之城伝統工芸センター	虎居2638	52-1313	50	○	○	○

7 避難所、医療等関係 (経年変化)

7-1 避難所等一覧

1 避難所

番号	地区名	避難場所 (40指定／37施設)	所在地	電話番号	収容 人員	地震	洪水 ・ 内水 氾濫	崖崩 れ・
1	宮之城 屋地	宮之城総合体育館	船木302-1	52-1888	500人	○	○	○
2		屋地楽習館	宮之城屋地887	53-1994	100	○	○	○
3		宮之城鉄道記念館	宮之城屋地2036-4	53-0525	50	○	○	○
4		盈進小学校	宮之城屋地1546-3	53-1588	200	○	○	○
5		宮之城中学校	宮之城屋地391	53-1588	200	○	○	○
6	虎居	虎居地区公民館	西新町11-3	53-1272	120	○	×	○
7		県営若草団地集会室	虎居町8-1	—	30	○	○	○
8		宮之城伝統工芸センター	虎居2638	52-1313	50	○	○	○

9		薩摩中央高等学校	虎居1900	53-1207	300	○	○	○
10	時吉	宮之城トレーニングセンター	時吉1743	52-2610	70	○	○	○
11	船木	船木農業構造改善センター	船木769-1	52-1034	70	○	○	○
12	柊野	柊野地区体育館	柊野467	—	50	○	○	○
13	平川	平川区公民館	平川7446-1	—	70	○	○	○
14		平川地区体育館	平川2008-2	—	100	○	○	○
15	湯田	湯田いきいき研修館	湯田900-1	55-2180	100	○	×	○
16	佐志	佐志交流館	広瀬1178	53-0501	100	○	○	○
17	山崎	山崎交流館	山崎853-1	56-8301	100	○	○	○
18	久富木	久富木区公民館	久富木1791-イ	56-9900	70	○	○	○
19	二渡	二渡営農研修館	二渡4809	56-8290	70	○	○	○
20	白男川	うましき郷きららの楽校	白男川1501-1	53-4760	150	○	○	○
21	泊野	泊野地区体育館	泊野451	—	100	○	○	○
22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田3424-1	—	60	○	○	○
23		鶴田小学校	神子661-3	59-2017	100	○	○	○
24		鶴田中央公民館	神子666-1	59-2022	100	○	○	○
25		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
26	神子	鶴田中央公民館	神子666-1	59-2022	100	○	○	○
27		鶴田保健センター	神子228-1	31-5110	100	○	×	○
28		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
29	柏原	柏原地区集会施設ほたる館	柏原1637-3	—	50	○	○	○
30		柏原小学校	柏原1588	59-8674	100	○	○	○
31	紫尾	紫尾区公民館	紫尾349-5	59-8158	50	×	○	○
32		紫尾地区体育館	紫尾362-1	—	100	○	○	○
33	求名	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
34		求名交流館	求名3356-1	57-0881	60	×	○	○
35		旧求名小学校	求名2737	57-0009	100	○	○	○

9		薩摩中央高等学校	虎居1900	53-1207	300	○	○	○
10	時吉	宮之城トレーニングセンター	時吉1743	52-2610	70	○	○	○
11	船木	船木農業構造改善センター	船木769-1	52-1034	70	○	○	○
12	柊野	柊野地区体育館	柊野467	—	50	○	○	○
13	平川	平川区公民館	平川7446-1	—	70	○	○	○
14		平川地区体育館	平川2008-2	—	100	○	○	○
15	湯田	湯田いきいき研修館	湯田900-1	55-2180	100	○	×	○
16	佐志	佐志交流館	広瀬1178	53-0501	100	○	○	○
17	山崎	山崎交流館	山崎853-1	56-8301	100	○	○	○
18	久富木	久富木区公民館	久富木1791-イ	56-9900	70	○	○	○
19	二渡	二渡営農研修館	二渡4809	56-8290	70	○	○	○
20	白男川	うましき郷きららの楽校	白男川1501-1	53-4760	150	○	○	○
21	泊野	泊野地区体育館	泊野451	—	100	○	○	○
22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田3424-1	—	60	○	○	○
23		鶴田小学校	神子661-3	59-2017	100	○	○	○
24		鶴田中央公民館	神子666-1	59-2022	100	○	○	○
25		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
26	神子	鶴田中央公民館	神子666-1	59-2022	100	○	○	○
27		鶴田保健センター	神子228-1	31-5110	100	○	×	○
28		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
29	柏原	柏原地区集会施設ほたる館	柏原1637-3	—	50	○	○	○
30		柏原小学校	柏原1588	59-8674	100	○	○	○
31	紫尾	紫尾区公民館	紫尾349-5	59-8158	50	×	○	○
32		紫尾地区体育館	紫尾362-1	—	100	○	○	○
33	求名	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
34		求名交流館	求名3356-1	57-0881	60	×	○	○
35		旧求名小学校	求名2737	57-0009	100	○	○	○

36	中津川	中津川交流館	中津川2009	57-0884	60	×	○	○
37		薩摩小学校	中津川4269	57-0486	100	○	○	○
38	永野	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
39		永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員休憩室	永野1022-1	—	30	○	○	○

36	中津川	薩摩中学校	求名12761-1	57-0101	150	○	○	○
37		中津川交流館	中津川2009	57-0884	60	×	○	○
38	永野	中津川小学校	中津川4269	57-0486	100	○	○	○
39		観音滝公園交流センター (休止中)	中津川7601	—	60	○	○	○
40	永野	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
41		永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員休憩室	永野1022-1	—	30	○	○	○

## 2 避難地 (P 6 7)

番号	名 称	所 在 地
1	宮之城総合グラウンド	さつま町船木246-1
2	柏原グラウンド	〃 柏原1594
3	薩摩総合グラウンド	〃 求名12753-3
4	町内各小・中学校のグラウンド	各小・中学校の所在地
5	鹿児島県立北薩広域公園	さつま町虎居5470

## 7-2 福祉避難所一覧 (P 6 7)

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	障害者支援施設 宮之城ふくし園	さつま町宮之城屋地670-2	53-2940
2	特別養護老人ホームマモリエ	〃 船木2315-1	53-0026
3	特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園	〃 紫尾4077-1	59-8004
4	特別養護老人ホームさつま園	〃 求名13341-1	57-0695
5	養護老人ホームほのぼの苑	〃 湯田1575-1	55-9850
6	J A北さつま 田原の郷	〃 広瀬656-6	53-3914
7	医療法人 博仁会 宮之城病院	〃 船木34	53-0180

## 2 避難地

番号	名 称	所 在 地
1	宮之城総合グラウンド	さつま町船木246-1
2	柏原グラウンド	〃 柏原1594
3	薩摩総合グラウンド	〃 求名12753-3
4	町内各小・中学校のグラウンド	各小・中学校の所在地

## 7-2 福祉避難所一覧

名 称	所 在 地	電話番号
障害者支援施設 宮之城ふくし園	さつま町宮之城屋地670-2	53-2940
特別養護老人ホームマモリエ	〃 船木2315-1	53-0026
特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園	〃 紫尾4077-1	59-8004
特別養護老人ホームさつま園	〃 求名13341-1	57-0695
養護老人ホームほのぼの苑	〃 湯田1575-1	55-9850
J A北さつま 田原の郷	〃 広瀬656-6	53-3914

## 7-5 町内医療機関一覧

### 1 病院・診療所

<宮之城地域> (P 73)

番号	名称	所在地	電話番号
1	薩摩郡医師会病院	さつま町轟町510	0996-53-0326
2	クオラリハビリテーション病院	〃 船木2311-6	0996-53-1704
3	宮之城病院	〃 船木34	0996-53-0180
4	稻津内科病院	〃 宮之城屋地1378	0996-52-3355
5	立志クリニック	〃 湯田1502-10	0996-55-9119
6	海江田医院	〃 宮之城屋地1461	0996-53-0006
7	すずき耳鼻咽喉科	〃 轟町18-10	0996-21-3735
8	林田内科	〃 宮之城屋地1548	0996-53-1177
9	うかり眼科	〃 虎居町12-15	0996-53-0030
10	相良医院	〃 宮之城屋地1531-3	0996-53-0160
11	小緑内科	〃 轟町39-1	0996-52-1676
12	溝口整形外科	〃 轟町34-2	0996-52-4668
13	てらだ内科クリニック	〃 田原147-3	0996-21-3232
14	ますざき医院	〃 広瀬673	0996-52-4510

<薩摩地域> (略)

### 2 歯科診療所

<宮之城地域> (P 73)

番号	名称	所在地	電話番号
1	尾形歯科医院	さつま町宮之城屋地1464	0996-53-0418
2	杉田歯科医院	〃 宮之城屋地1596-13	0996-52-2855

## 7-5 町内医療機関一覧

### 1 病院・診療所

<宮之城地域>

名称	所在地	電話番号
薩摩郡医師会病院	さつま町轟町510	0996-53-0326
クオラリハビリテーション病院	〃 船木2311-6	0996-53-1704
宮之城病院	〃 船木34	0996-53-0180
稻津病院	〃 宮之城屋地1378	0996-52-3355
立志クリニック	〃 湯田1502-10	0996-55-9119
木原医院	〃 船木184-1	0996-52-2700
海江田医院	〃 宮之城屋地1461	0996-53-0006
すずき耳鼻咽喉科	〃 虎居町11-1	0996-21-3735
林田内科	〃 宮之城屋地1548	0996-53-1177
うかり眼科	〃 虎居町12-15	0996-53-0030
相良医院	〃 宮之城屋地1546	0996-53-0160
島田医院	〃 宮之城屋地1532-13	0996-53-0003
小緑内科	〃 轟町39-1	0996-52-1676
溝口整形外科	〃 轟町34-2	0996-52-4668
てらだ内科クリニック	〃 田原147-3	0996-21-3232
ますざき医院	〃 広瀬673	0996-52-4510

<薩摩地域> (略)

### 2 歯科診療所

<宮之城地域>

名称	所在地	電話番号
尾形歯科医院	さつま町宮之城屋地1464	0996-53-0418
かわごえ歯科	〃 山崎87-1	0996-56-8148

<u>3</u>	林田歯科クリニック	〃 宮之城屋地1456-2	0996-52-0077
<u>4</u>	福岡歯科医院	〃 虎居704-4	0120-53-3300
<u>5</u>	ふくおか歯科クリニック	〃 山崎1000-1	0996-56-8511
<u>6</u>	ほだて歯科	〃 虎居町14-9	0996-53-3555

〈鶴田地域〉(略)

7-6 町内薬局等一覧 (P 74)

番号	名称	所在地	電話番号
<u>1</u>	青空薬局	さつま町 柏原2820	0996-52-0101
<u>2</u>	うさぎ薬局	〃 宮之城屋地1531-5	0996-52-4116
<u>3</u>	ウチ薬局	〃 虎居町5-15	0996-53-0063
<u>4</u>	かぐや姫薬局	〃 轟町39-10	0996-29-3301
<u>5</u>	ぎんざ薬局	〃 広瀬668-3	0996-53-0500
<u>6</u>	くきどめ薬局	〃 宮之城屋地1069-1	0996-53-0823
<u>7</u>	さし薬局	〃 田原147-6	0996-21-3610
<u>8</u>	タバタ薬局宮之城店	〃 宮之城屋地1461-4	0996-21-3344
<u>9</u>	ひなた薬局	〃 虎居町13-3	0996-21-3399
<u>10</u>	フタヤ薬局湯田店	〃 湯田1502-29	0996-59-2033
<u>11</u>	ふなき薬局	〃 船木50-3	0996-29-3281
<u>12</u>	ヘルシー薬局宮之城店	〃 轟町34-1	0996-21-3739
<u>13</u>	m_y 薬局さつま	〃 船木2323-1	0996-29-3100
<u>14</u>	やまだ薬局	〃 宮之城屋地1378-1	0996-52-4585

杉田歯科医院	〃 宮之城屋地1596-13	0996-52-2855
林田歯科クリニック	〃 宮之城屋地1456-2	0996-52-0077
福岡歯科医院	〃 虎居704-4	0120-53-3300
ふくおか歯科クリニック	〃 山崎1000-1	0996-56-8511
ほだて歯科	〃 虎居町14-9	0996-53-3555

〈鶴田地域〉(略)

7-6 町内薬局等一覧

名称	所在地	電話番号
青空薬局	さつま町 柏原2820	0996-52-0101
うさぎ薬局	〃 宮之城屋地1531-5	0996-52-4116
ウチ薬局	〃 虎居町5-15	0996-53-0063
きりん薬局	〃 西新町19-7	0996-52-2033
ぎんざ薬局	〃 宮之城屋地1079	0996-53-0011
ぎんざ薬局(広瀬)	〃 広瀬668-3	0996-53-0500
くきどめ薬局	〃 宮之城屋地1069-1	0996-53-0823
コスモ21ドラッグストア	〃 轟町11-8	0996-52-3855
コスモ21ドラッグストア船木店	〃 船木2761-1	0996-21-3630
つるだ薬局	〃 湯田2073-36	0996-55-9388
ヒドロ薬局	〃 轟町41-1	0996-52-2525
ひなた薬局	〃 虎居町13-3	0996-21-3399
フタヤ薬局湯田店	〃 湯田1502-29	0996-59-2033
ヘルシー薬局宮之城店	〃 轟町34-1	0996-21-3739
(有)みやんじょ薬局	〃 船木162-1	0996-52-4650
やまだ薬局	〃 宮之城屋地1378-1	0996-52-4585
スーパードラッグコスモス宮之城店	〃 時吉239-1	0996-21-3411